訴　　　　　状

違法支出金返還等請求事件

　　　　さいたま地方裁判所民事部　御中

２０１８（平成２７）年３月　　日

　　　　　　　　　原告ら訴訟代理人

　　　　　　　　　　　　弁　護　士　　　　難　　波　　　幸　　一

当事者の表示　　　別紙当事者目録記載のとおり

訴訟物の価額　　　金４８０万００００円

手数料額 金２円９０００円

第１　請求の趣旨

　１　被告は，株式会社松田平田設計に対し，2014（平成26）年１月16日桶川市が桶川市庁舎基本設計業務委託契約解除に伴う損害賠償金として支払った7,090,650円中5,640,664円につき返還請求をせよ。

　２　被告は，小野克典に対し，第１項の支払金7,090,650円相当額中5,640,664円につき損害賠償請求をせよ。

　３　被告は，岩崎正男に対し，890,133円につき返還請求をせよ。

　４　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第２　請求の原因

　１　桶川市は，桶川市役所新庁舎建設につき，現在と同じ場所にこれを建設する内容の計画を進め，株式会社松田平田設計と桶川市庁舎建設基本設計業務委託契約（以下本件契約という）を締結したが，新庁舎建設用地の確保が困難であったため，契約解除を行った。経緯は以下のとおりである。

①　 2005年６月６日，桶川市議会本会議において，市庁舎建設問題等調査特別委員会から，新庁舎建設用地について市の提起を受け，建設場所を下日出谷東特定土地区画整理組合地内の公共保留地から現在地（賃借地）に変更することとし，所有者（賃貸人）からの用地買収額を２億7000万円とすることを報告した。

②　同年７月12日　第10回庁議。「庁舎建設に関する諸状況及び今後の方針について」において，用地は公共公益施設として確保するとした。

③　同年８月２日　「市庁舎建設に関する方針について」が決裁された。

④　2006年４月　被告は桶川市議会において，高野和孝議員の一般質問に対し，「地権者との用地売却交渉は困難。当面借地方式とする。」旨答弁した。

⑤　同年５月28日 桶川市庁舎建設プロポーザル審査委員会で，設計者に株式会社松田平田設計を選定した。

⑥　同年６月14日　株式会社松田平田設計と契約内容の協議を行った。その際，桶川市側出席者は「土地の買収はない。賃貸の方法について調整している。」と述べていた。

⑦　同年７月18日　桶川市は，株式会社松田平田設計と本件契約を締結した。契約金額は2714万6700円（消費税を含む）であった。

⑧　同年８月４日　桶川市議会全員協議会で，現在地の隣接地をさらに借地して容積率を変更する計画を市が提案したが，異論が続出した。

⑨　同年９月20日　桶川市議会は「新庁舎建設を急ぐあまり，将来に禍根を残さぬよう慎重な取り組みを求める決議」を行った。これは，建設予定地につき所有者から用地取得ができていない現状では基本設計にかかわる事務を停止し，取得が不可能である場合はこれを取りやめるべきであるとの内容であった。

⑩　 同年10月２日　桶川市は，上記決議を受け，議会運営委員会報告において，買収価格につき再協議か，代替地と交換することとする旨の報告をした。

⑪　同年12月議会において，被告は，地権者との交渉中である旨の行政報告し，「売却の場合は，代替地との交換の方法を並行して検討中」と述べた。

⑫　2007年１月17日　株式会社松田平田設計に対し，契約解除の通告をした。

⑬　同年１月23日　議会運営委員会において，地権者との調整・合意は不成立であり，本件契約を解除するとの報告がされた。

⑭　同年１月26日　株式会社松田平田設計と本件契約解除の合意をした。

⑮　同年２月22日　株式会社松田平田設計から，業務実績報告書（各課ヒヤリングシート，現状レイアウト，勉強会資料，見学会資料，打ち合わせ記録の５種類）が提出された。ただし，この時点では請求書は提出されなかった。

⑯　同日　桶川市財務課が，上記提出物の自主検査を行った。

⑰　同年２月23日　桶川市財務課長から検査長（助役・石橋正二郎）に工事等検査申出がされた。

⑱　同年２月26日　検査長から財務課長に，上記工事検査を３月２日に実施する旨の執行通知がされた。

⑲　同年３月８日　検査長から市長に工事検査室検査結果報告がされた。

⑳　同年３月12日　財務課が精算を金709万0650円と決定する旨の起案をした。

　　株式会社松田平田設計からは802万2263円の提示があったが，県の単価計算で709万0650円としたとの説明であった。

21　同月15日　検査長から財務課長に出来高検査結果通知書が渡され，精算金決定決裁がされた。

22　同日　　　精算金確定決裁がされた。

23　同日　　　21の工事検査結果報告につき，市長決裁がされた。

24　同日　　　株式会社松田平田設計から709万0650円の請求書が出された。

25　同月19日　709万0650円の支出命令書が起案された。

26　同月23日　支出命令書につき決裁がされた。

27　同月28日　709万0650円を株式会社松田平田設計に支払った（みずほ銀行赤坂支店への振込送金による）

　２　上記支払いは請負契約解除による損害賠償金の支払いであるにもかかわらず，桶川市議会の議決を経ておらず違法であった。東京高等裁判所は，平成２３年（行コ）第４０４号違法支出金返還等請求控訴事件において，上記理由に基づき，上記金員につき株式会社松田平田設計に返還請求をおこなうことを桶川市長に命じる判決を下し，同判決は確定した。そして株式会社松田平田設計は上記金額を返還した。

　３　ところが被告は，再度株式会社松田平田設計に対し，2014年１月16日，桶川市が桶川市庁舎基本設計業務委託契約解除に伴う損害賠償金として7,090,650円を支払った

　４　上記支払いは，損害賠償金の支払いであるから，株式会社松田平田設計が上記請負契約解除により蒙った損害額を計算して支払い額を定めるべきものの、

　　　ところが損害賠償については，平成１９年３月２８日に桶川市が松田平田設計に支払った「桶川市庁舎建設基本設計業務委託契約の契約解除に伴う委託精算金」（以下「委託精算金」という。）の額と同一であり，損害賠償の額を精査する手続き及び可能な限り実額での損害の算定が必要であるにもかかわらず，これをなっていないため，本来は支払いの義務がない支出をしたことになり，違法である。

　　　その金額は，損害賠償としては，1,449,986円が妥当であるため，桶川市が松田平田設計に支払った損害賠償額7,090,650円に対して，消費税額を含む5,640,664円が過大である。

　６　以上のとおり，桶川市の株式会社松田平田設計に対する本件支出は違法であるから，桶川市は同社に対し上記支払い中5,640,664円につき返還請求権を有している。

　５　小野克典は桶川市長として本件支払いを決定し，故意または過失ないし重大な過失により本件違法な支出をしたものであり，本件支出金額と同額の損害賠償を桶川市に対して行う責任がある。

　６　株式会社松田平田設計との間の本件契約の締結は，本来建設用地につき権利関係が確定するなど用地確保ができるかその確実な見通しが立った段階で行うべきものであった。ところがその見込みが立っていないにもかかわらず，岩崎正男は当時桶川市長として契約の締結及び契約に基づく業務遂行をさせたのであり，このことは，桶川市長であった岩崎正男の度重なる判断の誤りであり，これは同人が桶川市長として負っていた注意義務に反するものであり，責任を負うべきものである。ことに，桶川市議会は2006年９月20日に，本件庁舎建設は用地を確保してから建設すること，それまでは業務の一時中止を行うことを求めることを決議し，同月25日被告に提出している。ところがこれにもかかわらず被告は，株式会社松田平田設計に業務遂行を一時中断させて用地確保の見通しができた時点で業務を再開するか，または契約変更をするなどをせずに，そのまま漫然と株式会社松田平田設計に業務遂行をさせつづけた。したがって，本件契約による同社の作業業務については，たとえ損害や費用が発生していたとしても，それは岩崎正男の責任において負担すべきものであり，同人は桶川市対し，本件委託契約に係る設計業務を中止するよう求めた平成１８年９月２０日桶川市議会の決議以降，本件委託契約の解約に至るまでの間に実施された設計協議等によって生じた実額の損害については，議会の決議を無視して継続した当時の市長岩崎正男が責任を負うべきものである。そしてその額は890,133円を下せるものではなく，岩崎正男はこれと同額の損害賠償をする責任がある。

　６　原告らは，2014（平成26）年12月24日に，桶川市監査委員に本件支出につき地方自治法第242条第１項に基づく監査請求をしたが，同年２月27日桶川市監査委員は原告らに対し，上記監査請求を棄却する旨の通知をし，同通知は同日原告らに到達した。

　７　結論

　　　よって，原告らは被告に対し，

　(１)　株式会社松田平田設計は桶川市に対し，2014年１月16日桶川市が桶川市庁舎基本設計業務委託契約解除に伴う損害賠償金として支払った7,090,650円中5,640,664円につき不当利得に基づく返還義務があるところ，地方自治法第242条の２第１項第４号に基づき同社にその返還請求をすること，

　(２) 小野克典は桶川市に対し上記支払金709万0650円中5,640,664円相当額につき損害賠償をする義務があるところ，地方自治法第242条の２第１項第４号に基づき同人にその損害賠償請求をすること，

　(３)　岩崎正男は桶川市に対し上記支払金709万0650円中890,133円相当額につき損害賠償をする義務があるところ，地方自治法第242条の２第１項第４号に基づき同人にその損害賠償請求をすること，

　　を各求める。

第３　証明方法

　１　甲第１号証の１（監査請求書）

　２　甲第２号証（監査結果通知書）

　　その他口頭弁論において必要に応じ提出する。

第４　付属書類

　１　訴状副本 １　通

　２　甲各号証写 各 ２　通

３　訴訟委任状　　　　　 　　 　　　　　　　　　　　　　　　　 　11 通

以　上

330-0802　さいたま市大宮区宮町２丁目28番地あじせんビル４，６階

　　　　　埼玉中央法律事務所（送達場所）　電話048−645−2026

　　　　　　 　　　　　　Fax.048−643−5793

 上記11名訴訟代理人

　　　　　　　　　　　弁　護　士　　　　難　　波　　　幸　　一

363-0026　埼玉県桶川市大字上日出谷936番地１

 被　　　　　告　　　　桶　川　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小　　野　　　克　　典